



発行 東京都

目次

71

規則

○平成三十一年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則……………（総務局人事部職員支援課）

規則（教）

○平成三十一年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則……………

規程（交）

○平成三十一年度における東京都交通局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程……………

規程（水）

○平成三十一年度における東京都水道局職員の夏季休暇の特例に関する規程……………

規程（下水）

○平成三十一年度における東京都下水道局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程……………

規則

平成三十一年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則を公布する。

平成三十一年四月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十四号

平成三十一年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則

規則（教）

平成三十一年度における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「七月一日から九月三十日まで」とあるのは、「六月一日から十月三十一日まで」とする。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

平成三十一年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則を公布する。

平成三十一年四月二十六日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十四号

平成三十一年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則

平成三十一年度における学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「七月一日から九月三十日まで」とあるのは、「六月一日から十月三十一日まで」とする。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

規程（交）

●交通局規程第二十二号

平成三十一年度における東京都交通局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

東京都交通局長 山手 斉

平成三十一年度における東京都交通局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程

平成三十一年度における東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

程(平成七年交通局規程第十四号)第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「七月一日から九月三十日まで」とあるのは、「六月一日から十月三十一日まで」とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第十二号

平成三十一年度における東京都水道局職員の夏季休暇の特例に関する規程を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

東京都水道局長 中嶋 正宏

平成三十一年度における東京都水道局職員の夏季休暇の特例に関する規程

平成三十一年度における東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都水道局管理規程第四号)第三十条第一項の規定の適用については、同項中「七月一日から九月三十日まで」とあるのは、「六月一日から十月三十一日まで」とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第二十号

平成三十一年度における東京都下水道局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

東京都下水道局長 和賀井 克夫

平成三十一年度における東京都下水道局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程

平成三十一年度における東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都下水道局管理規程第二号)第三十条第一項の規定の適用については、同項中「七月一日から九月三十日まで」とあるのは、「六月一日から十月三十一日まで」とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001
定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

